

2022年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和4年6月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

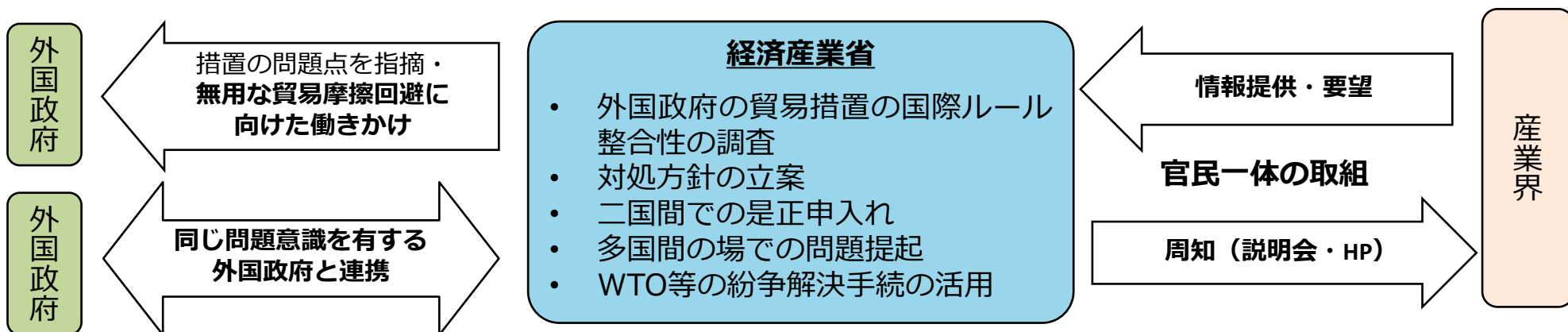
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2022年版で31回目となる。今年は6月27日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経産省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経産省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。

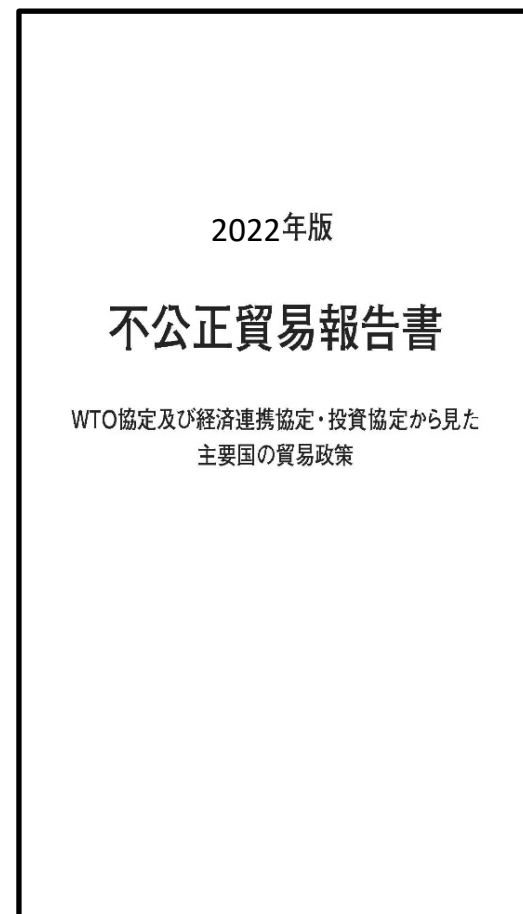


1. 不公正貿易報告書

2022年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、ASEAN諸国、米国、EU・英国、韓国、ロシア、インド、ブラジルなど20か国・地域の150措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載



新規掲載措置

- 新規に取り上げた措置は、10件。

(※不公正貿易報告書では、原則2022年2月末時点の措置を掲載)

国名	措置	概要
第I部 第1章 中国	データセキュリティ法	2021年9月に「データセキュリティ法」が施行された。本法は、中国国内の全てのデータ処理活動（収集・保管・使用・加工・転送・提供・公開等）を規制の対象とし、そのセキュリティの管理監督を規定。用語の定義等に不明確な部分が多く、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利な競争条件に置かれるおそれがあり、GATS第17条並びにRCEP協定第8.4条及び第10.3条の内国民待遇義務等に抵触する可能性がある。
第I部 第1章 中国	個人情報保護法	2021年11月に中国初の包括的個人情報保護法となる「個人情報保護法」が施行された。本法においては、中国国内の個人情報を中国国外で処理する一定の活動についても適用対象となるが、規制の対象範囲や基準等について不明確な部分が多い。また、一部の対象者に対し個人情報の国内保存義務及び越境移転規制が規定されている。これにより外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な条件に置かれる場合には、GATS第17条並びにRCEP協定第8.4条及び第10.3条の内国民待遇義務等に抵触する可能性がある。
第I部 第1章 中国	標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出	中国の最高人民法院は、2020年8月、標準必須特許に係る訴訟で、禁訴令（外国裁判所での判決執行の申請や提訴等の訴訟手続を禁止する命令）を発出し、その後、下級審でも係属中のみならず新たな提訴まで禁じる禁訴令が出されている。本措置については、EUが2022年2月、WTO協議要請をしているところ、日本としてTRIPS協定との整合性含め注視している。
第I部 第1章 中国	外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法	2021年1月、「外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法」が施行された。本法は、国家主権・安全・発展の利益等の保護を目的として、外国の法令等が不適切に域外適用されている場合、政府がその影響を阻止するための措置をとることができる。本法により、第三国の企業等は、他国の法令の不遵守によるリスクか、中国の損害賠償請求の執行を受けるリスクの板挟み状態になるが、中国の企業等は損害賠償責任について免除される可能性があること等が、GATS第17条内国民待遇義務違反に該当する可能性がある。

新規掲載措置

国名	措置	概要
第I部 第1章 中国	反外国制裁法	2021年6月、「反外国制裁法」が施行された。本法は、外国国家が中国の国民等に対して差別的な制限措置を実施して中国内政への干渉を行った場合、中国は相応の対抗措置を採る権利を認めている。しかし、中国が他国に対して採る具体的な対抗措置は、他国措置のWTO協定非整合性を問題視しているといえる限りにおいて、一方的措置の禁止（DSU第23条）に違反する可能性があり、中国の対抗措置の内容次第では、WTOの実体規律に不整合となりうる。
第I部 第1章 中国	信頼できない実体リスト規定	2020年9月、「信頼できない実体リスト規定」が施行された。本規定は、国家主権・安全・発展の利益等保護する目的で相応の措置を講じるものであるが、規定内容が曖昧であり、どのような措置が講じられるか明らかではない。そのため、運用に関する予測可能性が著しく低いといえ、一律の公平かつ合理的方法での措置の実施を要求するGATT第10条3項(a)等に不整合といえる可能性がある。
第I部 第2章 ベトナム	個人情報保護政令案	2021年2月、ベトナム政府は、サイバーセキュリティ法等に準拠した「個人情報保護政令案」を公表した。本政令案では、原則、原データの国内保存等の条件を満たす場合にベトナム国民の個人情報を国外移転できると規定している。本政令案の運用次第では外国事業者がベトナム国内事業者よりも事実上不利に扱われるおそれがあり、GATS 第17条並びにCPTPP協定第9.4条及び第10.3条に抵触する可能性がある。
第I部 第2章 インドネシア	アパレル製品に対するSG措置	2021年11月、インドネシアは、アパレル製品（衣料品・服飾雑貨）に対するセーフガード（SG）措置を発動（期間：3年間。1年目：衣料品1着当たり1万9,260～6万3,000ルピア（約154～505円）、2年目：同1万8,297～5万9,850ルピア、3年目：同1万7,382～5万6,858ルピア）。因果関係・損害の認定が不十分であり、客観的証拠に基づく因果関係の立証を定めるSG協定第4.2条(b)等に整合しない疑いがある。
第I部 第3章 米国	電気自動車税制優遇措置	米国議会は、電気自動車税制優遇措置を含む法案を審議中。同法案は、米国産電池の搭載（国産要件）、組合化された米国工場での組み立て（組合要件）等の要件を満たす電気自動車の購入に対する税控除を規定する。また、2027年以降は、かかる税優遇が輸入車には適用されないとの規定もある。本優遇措置が成立すれば、GATT第3.4条や補助金協定第3.1条（b）等に不整合となる疑義がある。
第I部 第4章 英国	鉄鋼製品に対するSG措置	英国は、2021年1月のEU離脱に際し、EUの鉄鋼SG措置を「継承」（Transit）（EU措置の対象製品26品目中、19品目につき、関税割当付き追加関税25%を賦課（～6月30日））。2021年7月には、計15品目の措置を延長（うち10品目につき3年間。他5品目は1年間）。WTO協定上、他国のSG措置を「継承」する根拠はなく、調査手を欠いたままのSGは発動はWTO協定に整合しない。

特集記事（コラム）

- 本年は特集記事（コラム）を9件掲載。
- 「不公正貿易報告書30年の歩み」や、「中国WTO加盟20年と対中国TPR」、「企業のサプライチェーンと人権」、「CVDの活用に向けた課題と対応」など最近の通商問題を巡る動向、WTO改革の重要課題である「WTO上級委員会を巡る問題」等について、掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要
(序論)	不公正貿易報告書30年の歩み	1992年に創刊された本報告書は、その後30年に渡り、「結果主義」に対して、貿易摩擦の冷静かつ建設的な解決を求めて「公正性」とは何かを問い続け、一貫して「ルール志向」の概念を提示し続けてきた。1992年の創刊の経緯を振り返りつつ、これまでの30年を4つの時期に分け、本報告書の歩んできた30年の歴史や意義を振り返る。
第Ⅰ部 中国	中国WTO加盟20年とWTO対中国貿易政策検討会合（TPR）	中国のWTO加盟から20年の節目にあたる2021年10月に、WTOにおいて中国に対する貿易政策検討制度（TPRM）の審査が実施された。対中国TPR会合において、主要先進国と中国の間で議論がなされた主な論点について概観する。
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	新型コロナウイルス感染症と貿易	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国際場裡での動きやWTOでの動き（貿易と保健イニシアティブ等）を紹介するとともに、感染症拡大に伴う各国措置とWTOルールとの関係について概観する。
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	貿易と環境：炭素国境調整措置の概要とWTOルール整合性	EUが2021年7月に炭素国境調整措置の制度案を発表したことを受け、EUの制度案の概要や、炭素国境調整措置等の気候変動対策に関する近年の国際的な検討・議論の動向を紹介する。また、炭素国境調整措置に関するWTO協定上の論点を改めて整理する。

特集記事 (コラム)

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	企業のサプライチェーンと人権を巡る動向	欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組の強化が求められる中で、各国の法規制を巡る動向を概観するとともに、サプライチェーンにおける日本企業の人権尊重を後押しするための日本政府の取組について紹介する。
第Ⅱ部 第1章 最恵国待遇	途上国地位～特別かつ異なる待遇 (S&D) を巡る論点	2019年2月、自己申告制に基づく途上国地位を問題視した米国が提案した一律の卒業要件をめぐる議論及び各国の立場、並びに最近の議論の進展を紹介するとともに、S&Dの沿革や役割の変遷について整理する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺措置	新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性	国内外への有識者や産業界へのヒアリングを経て、2021年8月に産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会において提言として取りまとめた、日本における相殺関税 (CVD) 措置の活用に向けた課題と対応の方向性について紹介する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺措置	日米欧三極貿易大臣会合	日本・米国・EUは、第三国による市場歪曲的な措置に共同で対処するため、2017年12月、第1回日米欧三極貿易大臣会合を開催。これまで8回の会合を開催し、産業補助金・国有企業のルール強化、強制技術移転等について議論を行ってきた。これまでの沿革や会合における検討について紹介する。
第Ⅱ部 第17章 紛争解決手続	WTO上級委員会を巡る問題	2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関し、米国の長年の上級委員会に対する批判や、WTOにおける上級委員会改革案に関する議論、多国間暫定上訴アレンジメント (MPIA) などの動向についても紹介するとともに、主要国の直近の動向についても紹介する。

コラム①：不公正貿易報告書30年の歩み

第1期（1992年～2000年）

○「不公正貿易報告書」のスタート（1992）

【原点】結果主義へのアンチテーゼ

貿易摩擦を巡る議論において、貿易黒字等の「結果」から不公正な貿易措置を行っていると「一方的に」決めつけられ、貿易不均衡の是正を要求された経験に起因（貿易摩擦を冷静かつ建設的に処理）

【3つのねらい】

- ①「不公正貿易」という概念を巡る混乱に終止符を打つため、公正性の認定基準として、「**結果志向型基準**」ではなく、**GATTなど国際的に合意されたルールを採用（ルール志向型基準）**
- ②「我々すべてが罪人である（All are sinners）」との認識を共有し、問題解決に向けた相互努力を促す
- ③各国の問題点の解決のために政策提言（GATT紛争処理手続の活用など）

第2期（2001年～2007年）

○「経済産業省の取組方針」の公表開始（2002-）

ルールを基準とした分析に加え、**問題解決のための具体的なアクション・施策の方向性を示す**
米国、EU、中国の貿易政策・措置や、アジアにおける模倣品問題等を指摘

○第Ⅲ部「経済連携協定・投資協定」開始（2007-）

二国間・地域間の協定も、今後の紛争解決のベースとなる法的枠組みとして積極的に位置づけ

第3期（2008年～2016年）

○保護主義的措置への取組（2009-）

「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」を公表。

○新興国の保護主義・貿易制限措置の分析（WTO紛争解決手続の積極的活用）

中国（レアアース、継目無鋼管）、アルゼンチン、ロシア、ウクライナ、韓国、ブラジル、インドの措置

第4期（2017年～現在）

○「序論」で結果主義への揺り戻しに警鐘・「ルール志向」の再確認

○コラムを活用し、市場歪曲的な措置や、貿易に関する新しい課題について議論

コラム②：中国WTO加盟20年と対中国TPR

- 対中国TPRは、中国WTO加盟20年となる、2021年10月20日・22日に開催（中国WTO加盟は、2001年12月）。
- 中国は、政府報告書及びステートメントにおいて、WTO加盟以来の20年間、WTOのルールを遵守し、多角的貿易体制を擁護してきたことを強調。
- 他方、日・米・EU・豪等の主要先進国は、中国がWTOルールを十分に遵守しておらず、更には他の加盟国から「経済的威圧」とみなされる行為を行っていることなどへの懸念等を表明した。

透明性/補助金/政府調達

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中国 | <ul style="list-style-type: none">● 中国はWTOの要件に従い、2019年と2021年にそれぞれ補助金の通報を行った。● 政府調達法は、供給者が不合理な条件下で異なる又は差別的待遇を受けてはならないことを明確に規定。 |
| 主要先進国 | <ul style="list-style-type: none">● 中国の国家措置の不透明さは、自由で公正な市場競争に対する根源的な問題である。● 政府調達については、非公開の政府内部文書により、中国製品の調達を促進しているとの報告がある。 |

非市場的慣行及び国有企業

- | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中国 | <ul style="list-style-type: none">● 中国は、市場経済への移行を継続的に推進・深化させてきた。国有企業は、他の企業と同様に市場競争に参加し、特権を享受していない。 |
| 主要先進国 | <ul style="list-style-type: none">● 国有企業及びその他の中国企業に対する優遇措置を含む中国の産業政策は、一連の支援措置を通じて、輸入品・サービス、外国の製造業者・サービス提供者に対して競争条件を歪めている。 |

過剰生産能力

- | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中国 | <ul style="list-style-type: none">● 中国は、2015年以降、供給サイドの構造改革を実施し、過剰生産能力削減が顕著な進展を見せている。 |
| 主要先進国 | <ul style="list-style-type: none">● 2019年以降、中国の鉄鋼の供給能力は増加しており、「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム」から脱退するなど、対応に後退の動きがある。 |

コラム③：企業のサプライチェーンと人権を巡る動向

- 近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組の強化が求められている。
- 各国で導入される人権尊重を理由とする法規制の動きと、日本政府の取組について紹介する。

(1) 米国

- ✓ 2021年12月、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品はすべて強制労働によるものと推定し輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が成立。輸入禁止を避けるには、サプライチェーンを通じて一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。2022年6月に施行される予定。
- ✓ 人権侵害に関する製品や取引先等について輸出管理も実施・強化している。

(2) ドイツ

- ✓ 2021年6月、ドイツを本拠地とする企業及びドイツ国内に支店又は子会社を持つ一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付けるサプライチェーン法が成立、2023年1月に施行予定。人権デュー・ディリジェンスの対象となるのは、自社及び直接の取引企業で、間取引者（二次サプライヤー以降）に対しては、企業は苦情処理体制を確立させ、苦情を受けた場合は、リスクの分析、適切な予防措置を行う必要がある。

(3) EU

- ✓ 2022年2月、EU域内の大企業（域内で事業を行う第三国の企業も含む）に対し、人権や環境のデュー・ディリジェンス実施等を義務付ける「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」を公表。指令案は欧州議会等での議論を経て、採択されれば、各国は2年以内にこれを踏まえた国内法の制定が求められる。
- ✓ 同時に、強制労働関連製品の上市禁止に関する立法手続きの準備を進めることを表明。
- ✓ 2021年9月、サイバー監視システム等に係る輸出管理規則を施行。

日本政府の取組

- ✓ 2020年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入促進を期待する旨を表明。
- ✓ 2021年度には、全国の中小企業向けセミナーを開催したほか、日本の国内企業や欧州、米国、ASEANの現地日系企業を対象としたセミナーを開催。
- ✓ 2021年9～10月にかけて、日本企業のサプライチェーンにおける人権尊重の取組に関するアンケート調査を実施。
- ✓ その結果を踏まえ、2022年3月、経済産業省は検討会を立ち上げ、サプライチェーンにおける人権尊重のための業種横断的なガイドライン策定に取り組むことを発表。2022年夏までに策定することとしている。

コラム④：相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性

- グローバルサプライチェーンの進展に伴い貿易構造が複雑化する中で、各国で大規模な産業補助金など市場歪曲的な措置への対抗のため相殺関税（CVD）措置の活用が活発化。これまで発動実績の少ない日本におけるCVD措置の活用に向けた課題を特定し、対応の方向性を提示。

※産業構造審議会 特殊貿易措置小委員会提言（2021年8月30日）：

「新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」

CVD措置の活用に向けた課題と対応の方向性（提言の概要）

課題	1. 他国の補助金情報の入手が困難	2. 相手国からの報復の懸念	3. CVD措置に対する企業の認知度不足
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○各国調査当局との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・主要国の調査当局との会合において、各国の調査実務や補助金に関する情報等について情報共有。 ○官民での情報共有の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業界への積極的な情報提供 ・個別案件の初期の段階から、事前相談を通じてきめ細かく対応 ・CVD申請の相談窓口の整備・体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業自らリスク分析を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・報復対象となりうる補助金、輸出品はあるか、企業自らサプライチェーンを分析することが重要。 ○他国との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出国政府や産業界との様々な対話チャネルの維持 ・国際的に協力して報復に対抗するための、他国との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業へのアウトリーチ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやニュースレター、HPによる情報発信を強化 ・産業界との積極的なコミュニケーションを実施 ○国民全体に向けた政策的意義（※）の発信 <ul style="list-style-type: none"> （※）国内生産拠点の維持を通じた国民生活の安全の確保、通商ルールの執行を通じた国際的な法の支配への貢献 等

コラム⑤：日米欧三極貿易大臣会合

- 日米欧の三極が、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため、第11回WTO閣僚会議（2017年12月）の機会に第1回貿易大臣会合を開催。
- 2020年1月までに7回の会合を開催し、産業補助金・国有企業の規律強化、強制技術移転、市場志向条件、電子商取引等、主にWTOでのルールメイキングを念頭に議論。
- 2021年11月30日に、オンラインにて三極貿易大臣会合を開催。

日米欧三極貿易大臣会合 共同声明 要旨（2021年11月30日）

- タイ米国通商代表、萩生田経済産業大臣、ドンブロフスキス欧州委員会上級副委員長は、第三国による非市場的政策及び慣行がもたらすグローバルな課題に対処するための三極貿相会合の連携を刷新することに合意した。
- 三極の連携の下での作業について、次の三分野に焦点を当てることに合意した。またこれら三分野すべてについて並行して進めるよう事務方に指示をした。
 - 非市場的政策による問題の特定
 - 既存ツールの活用における協力の議論や、既存の執行ツールとのギャップ及び新たなツール作りに向けた更なる作業が必要な分野の特定
 - ルール作りに向けた更なる作業が必要な分野の特定
- 今後開催されるMC12に向けたコミットメントの共有も再確認した。



2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2022年6月27日公表)

- 不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、30年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示。我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するためWTOの紛争解決手続を積極的に活用。
- WTOの紛争解決システムは、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。
⇒ 紛争解決システムの機能の回復に向け、引き続き、最大限の努力を続けるとともに、有識者研究会における検討も踏まえ、WTOを補完するアプローチの検討・実行を更に進める。
- 一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念。
⇒ WTOや日米欧三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保に向けたルール形成等の取組を更に進め、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持。

2022年度の優先取組案件

- WTO紛争解決手続の開始も視野に問題解決を図るものとして、中国の標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令について新規に記載。
- その他、米国の電気自動車税制優遇措置、EUの炭素国境調整措置案も追加。

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【パネル】
- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組を支援）
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【パネル】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 中国：AD措置の不適切な運用
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出 <新規>
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

※ 以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO勧告の早期履行等を求めていくもの

- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置






(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

- 中国：輸出管理法
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：電気自動車税制優遇措置 <新規>
- EU：炭素国境調整措置案（CBAM案） <新規>
- インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
- インド：貿易救済措置の不適切な運用









昨年の優先取組案件からの進展

2021年版取組方針掲載案件


(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国：ステンレス製品に対するAD措置
-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国交省の取組を支援）
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセットレビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するSG措置






(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバーセキュリティ法及び関連規則
-  中国：強制技術移転
-  中国：AD措置の不適切な運用
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法等
-  フィリピン：自動車に対するSG措置 ⇒改善
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：不当に長期のAD措置

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの






-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(4) 特に運用の注視が必要なもの





-  中国：外商投資法
-  中国：輸出管理法
-  米国：ゼロイング
-  インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

2022年版取組方針掲載案件





(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国：ステンレス製品に対するAD措置
-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国交省の取組を支援）
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセット・レビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するSG措置


(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：AD措置の不適切な運用
-  **中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出<新規>**
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：不当に長期のAD措置







※以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(4) 特に運用の注視が必要なもの

-  中国：輸出管理法
-  米国：ゼロイング
-  **米国：電気自動車税制優遇措置<新規>**
-  **EU：炭素国境調整措置案（CBAM案）<新規>**
-  インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

WTO紛争解決システムを巡る問題への対応

- 紛争解決手続は、WTOの中心的な柱の1つであるが、上級委員会は、2019年12月以降すべて空席となり、審理が行えない状況が継続。上級委の機能停止以降、上級委審理が進行しないにもかかわらず上訴する、いわゆる「空上訴」が行われ、その結果、紛争解決手続が塩漬けになる状況が生じている。
- 我が国が当事国となる案件でも、パネルで係属中の2件（インドによるICT関税引き上げ措置、中国による日本製スレンス製品に対するAD措置）について、今後、空上訴が行われる可能性がある。
- 空上訴によって紛争解決機関による措置の是正が阻まれることになれば、通商システムにおけるルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。
- こうした状況の打破のため、我が国は上級委の機能回復や紛争解決システムの改革を目指してきたが、早期の問題解決は予断できない。一方、EU等は、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の組成・参加や、空上訴に対する独自の対抗措置の制定など代替措置を講じている。
- 日本としても、暫定的・代替的な対応措置を検討する必要があり、本年5月に経済産業省に有識者から構成される「WTO上級委員会の機能停止下の政策対応研究会」（座長：川瀬剛志上智大学教授）を設置し、検討を行ってきた。同研究会の中間報告書も踏まえ、WTOを補完するアプローチの検討・実行をさらに進める。

有識者研究会の中間報告概要 – 危機下の日本の政策対応

- 現下の状況は、WTOルールによるガバナンスが働かなくなる危機。ルール・ベースの国際経済秩序を回復・発展させていくためには、WTO紛争解決システムを改革し、その機能を取り戻すことに最大限の努力を傾注すべき。
- 一方で、上級委員会の機能回復や紛争解決システムの改革の早期実現は、予断できず。
⇒従来にない発想を含め、WTOを暫定的に補完するアプローチも含め早急に「法の支配」の回復を目指す政策対応を進めるべき。

対応①：MPIAへの参加

MPIA参加国である対中パネル判断が示されることが予想されており、中国による空上訴を防ぐためには、MPIAへの参加、活用が有効かつ現実的なオプション。紛争相手国に対して和解等の協議を促す効果にも期待。

対応②：MPIA以外の仲裁の活用

非MPIA参加国との解決においては一定の有効性を有するが、相手国から拒まれると利用ができず、MPIA参加国との関係では、MPIA活用の方がより有効かつ現実的。

対応③：空上訴への対抗措置

紛争当事国に対し、MPIA や仲裁の活用を迫るための措置として、空上訴への対抗措置を制度として整備することについても、具体的な検討を進めるべき。